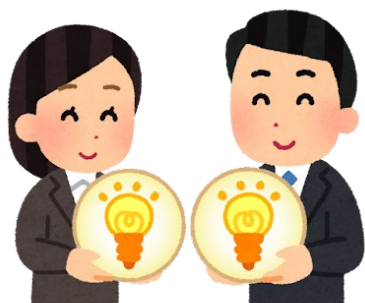


『令和6年度税制改正大綱(13) イノベーション促進税制創設』

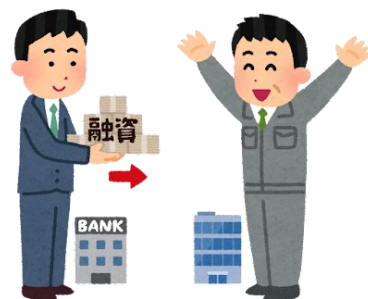
我が国における研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しする目的で、イノベーションボックス税制が新設される。企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又はAI分野のソフトウェアに係る著作権について、当該知的財産の国内への譲渡所得又は国内外からのライセンス所得に対し、所得の30%の所得控除を認める制度。対象所得については法人税率約7%相当の税制優遇(法人実効税率ベースでは29.74%から約20%相当まで引き下げる措置)がなされる。所得全体から、知的財産から生じる所得のみを切り出して優遇を行う、わが国では初の税制。この創設はG7ではフランス、イギリスに次ぐ3番目となる。



対象範囲は、制度の執行状況や効果を十分検証した上で、国際ルールとの整合性、事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点、及び財源確保等の状況も踏まえ見直しを検討する。本税制と一部の目的が重なる研究開発税制では、試験研究費が減少した場合に控除率の引き下げを行い、投資を増加させるインセンティブをさらに強化するメリハリ付けを行う。令和7年4月1日から令和14年3月31日までに開始する各事業年度に適用される予定。

『経営者保証はずしへ制度創設 保証料率上乘せや補助等』

中小企業庁は、法人である中小企業者が、一定の要件を満たした場合に、保証料率の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択できる信用保証制度等を創設し、3月15日から取扱いを開始した。2022年12月に経済産業省等は「経営者保証改革プログラム」を策定し「経営者保証ガイドライン」を定めたが、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため、以下の3つの制度を創設した。(1)事業者選択型経営者保証非提供制度の創設：信用保証付融資において、一定の要件を備えた中小企業者が保証料率の上乗せを条件に経営者保証を提供しないことを選択できる制度。保証料率0.25%上乗せは(a)直近の決算で債務超過でない(b)直近2期の決算で減価償却前経常利益が連続して赤字でない、の両方を満たす場合。保証料率0.45%上乗せは(a)(b)いずれか一方または法人設立後2事業年度の決算がない場合、となる。(2)事業者選択型経営者保証非提供型促進特別保証制度(国補助制度)：当初3年間(27年3月末まで)の時限措置で、上乗せされる保険料率の一部を国が補助(3)プロパー融資借換特別保証制度：例外的に既往のプロパー融資から信用保証付き融資への借り換えを認める時限的制度の創設



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com